

四日市市出産・子育て応援金(国の出産・子育て応援給付金)の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第7号

四日市市出産・子育て応援金(国の出産・子育て応援給付金)の給付に関する規則の一部を改正する規則

四日市市出産・子育て応援金(国の出産・子育て応援給付金)の給付に関する規則(令和5年四日市市規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 支給妊婦 出産応援金の申請時点で四日市市内に住所を有する者(申請日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、申請日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、申請日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者及び申請日以前に出生した戸籍を有しない者で、申請日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 支給妊婦 出産応援金の申請時点で四日市市内に住所を有する者(申請日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、申請日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、申請日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者及び申請日以前に出生した戸籍を有しない者で、申請日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている</p>

者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。以下同じ。)のうち、令和5年3月1日以降に妊娠の届出をした妊婦をいう。ただし、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。

(2) 支給養育者 令和5年3月1日以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者のうち対象児童(子育て応援金の支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育する者のうち、子育て応援金の申請時点で四日市市に住所を有する者をいう。ただし、子育て応援金の申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日において四日市市内に住所を有する者をいう。

者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。以下同じ。)のうち、事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦をいう。ただし、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。

(2) 遡及支給妊婦 次のア又はイに該当する者をいう。

ア 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母(妊娠中に日本国内に住所を有し、かつ、当該児童の出生日時点で四日市市内に住所を有していた者に限る。)

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦(妊婦であった者を含み、アに該当する者を除く。)

(3) 支給養育者 事業開始日以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者のうち対象児童(子育て応援金の支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育する者のうち、子育て応援金の申請時点で四日市市に住所を有する者をいう。ただし、子育て応援金の申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日において四日市市内に住所を有する者をいう。

(4) 遡求支給養育者 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、日本国内に住所を有す

2 前項の規定にかかわらず、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は女性自立支援施設の入所者であって、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者からの暴力を理由に、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。以下「DV避難者」という。）であって、申請日において本市に住民票を移していない者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当している旨を本市に申し出た場合は、本市における給付対象者とする。

(1) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第13条に規定する保護命令が出されているもの

(2) 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV避難者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に女性相談支援セン

る者のうち対象児童を養育する者のうち、事業開始日において四日市市に住所を有する者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者であって、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者からの暴力を理由に、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。以下「DV避難者」という。）であって、申請日において本市に住民票を移していない者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当している旨を本市に申し出た場合は、本市における給付対象者とする。

(1) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されているもの

(2) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施

ター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されているもの

(3) (略)

(支給対象者)

第4条 出産・子育て応援金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 出産応援金 支給妊婦

(2) 子育て応援金 支給養育者

2及び3 (略)

(出産応援金の申請)

第6条 支給妊婦のうち出産応援金の支給を受けようとする者（以下「出産応援金の申請者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ、第10条第1号に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の自治体が給付する出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト（以下「出産応援ギフト」という。）の支給を受けていない旨の申告（以下「他で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告」という。）及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有する

設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されているもの

(3) (略)

(支給対象者)

第4条 出産・子育て応援金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 出産応援金 支給妊婦 又は遡求支給妊婦

(2) 子育て応援金 支給養育者 又は遡求支給養育者

2及び3 (略)

(出産応援金の申請)

第6条 支給妊婦のうち出産応援金の支給を受けようとする者（以下「出産応援金の申請者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ、第8条第1号に定める子育て応援金の支給を受けるために実施する面談等（以下「妊娠の届出時の面談等」という。）を受けた後、他の自治体が給付する出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト（以下「出産応援ギフト」という。）の支給を受けていない旨の申告（以下「他で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告」という。）及び

ことに同意（以下「情報を共有することの同意」という。）をした上で、市長に出産応援金申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、申請前に流産又は死産した出産応援金の申請者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うものとする。

2 （略）

本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することに同意（以下「情報を共有することの同意」という。）をした上で、市長に出産応援金申請書（様式第1号の1。以下「出産応援金申請書（支給妊婦）」という。）を提出しなければならない。ただし、申請前に流産又は死産した出産応援金の申請者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うものとする。

2 （略）

3 遡及支給妊婦のうち出産応援金の申請者は、事業開始日以降、四日市市が定めるアンケート（以下「妊娠期間アンケート」という。）を市長に提出し、かつ、他で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び情報を共有することの同意をした上で、市長に出産応援金申請書（様式第1号の2又は様式第3号。以下「出産応援金申請書（遡及支給妊婦）」という。）を提出しなければならない。ただし、申請前に流産又は死産した出産応援金の申請者については、妊娠期間アンケートの提出を行うことなく支給の申請を行うことができる。

4 前項の場合において、申請時点で妊娠した児童を出産している出産応援金の申請者は、第8条第2号に定める出産応援金の支給を受けるために実施する面談（以下「出生後の面談等」という。）又は四日市市が定めるアンケート（以下

「出生後アンケート」という。)の提出をもって出産応援金の支給の申請を行うことができる。

5 第3項の支給の申請は、原則として、事業開始日から6か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産応援金の申請者が事業開始日から6か月以内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請をすることができる。

6 前項の規定にかかわらず、第3項の支給の申請は、令和6年3月1日以降に行うことができないものとする。

7 出産応援金申請書(支給妊婦)及び出産応援金申請書(遡及支給妊婦)の氏名欄(やむを得ない事情により、本人が申請できない場合においては、代理人の氏名を付記するものとし、付記されたものを代理人の氏名欄とする。)については、会計規則第35条本文及び第37条第1項の規定にかかわらず、押印を省略することができる。

8 出産応援金申請書(支給妊婦)及び出産応援金申請書(遡及支給妊婦)の記載事項について訂正する場合は、会計規則第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その部分に線を引き、正書しなければならない。

(子育て応援金の申請)

第7条 支給養育者のうち子育て応援金の支給を受けようとする者(以下「子育て応援金の申請者」という。)は、第10条第2号に定める出生後の面談等を受けた後、同一の対象児童に係る、他の自治体が給付する子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び情報を共有することの同意をした上で、市長に子育て応援金申請書(第2号様式)を提出しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した子育て応援金の申請者については、出生後の面談等を受けることなく、支給の申請を行うことができる。

2及び3 (略)

(子育て応援金の申請)

第7条 支給養育者のうち子育て応援金の支給を受けようとする者(以下「子育て応援金の申請者」という。)は、出生後の面談等を受けた後、同一の対象児童に係る、他の自治体が給付する子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び情報を共有することの同意をした上で、市長に子育て応援金申請書(様式第2号の1。以下「子育て応援金申請書(支給養育者)」という。)を提出しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した子育て応援金の申請者については、出生後の面談等を受けることなく、支給の申請を行うことができる。

2及び3 (略)

4 遡及支給養育者のうち子育て応援金の申請者は、事業開始日以降、四日市市に対し、出生後アンケートを提出し、かつ、他で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び情報を共有することの同意をした上で、市長に対して子育て応援金申請書(様式第2号の2、または様式第3号。以下「子育て応援金申請書(遡及支給養育者)」という。)を提出しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した子育て応援金の申請予定者については、出生後アンケートの提出を行うことなく、支給の申請を行うことができる。

5 前項の支給の申請は、事業開始日から6か月以内に行わなければならない。ただし、災害その他子育て応援金の申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により子育て応援金の申請者が事業開始日から6か月以内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請をすることができる。

6 前項の規定にかかわらず、第4項の支給の申請は、令和6年3月1日以降に行うことができないものとする。

7 子育て応援金申請書（支給養育者）及び子育て応援金申請書（遡及支給養育者）の氏名欄（やむを得ない事情により、本人が申請できない場合においては、代理人の氏名を付記するものとし、付記されたものを代理人の氏名欄とする。）については、会計規則第35条本文及び第37条第1項の規定にかかわらず、押印を省略することができる。

8 子育て応援金申請書（支給養育者）及び子育て応援金申請書（遡及支給養育者）の記載事項について訂正する場合は、会計規則第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その部分に線を引き、正書しなければならない。

（申請書の押印の省略）

第8条 出産応援金申請書及び子育て応援金申請書の氏名欄（やむを得ない事情



により、本人が申請できない場合において、代理人の氏名を付記するものとし、付記されたものを代理人の氏名欄とする。）については、会計規則第35条本文及び第37条第1項の規定にかかわらず、押印を省略することができる。

(申請書の訂正)

第9条 出産応援金申請書及び子育て応援金申請書の記載事項について訂正する場合は、会計規則第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その部分に線を引き、正書しなければならない。

(面談等)

第10条 (略)

(代理による申請)

第11条 (略)

(受取口座)

第12条 (略)

(面談等)

第8条 (略)

(代理による申請)

第9条 (略)

(受取口座)

第10条 (略)

(事業開始日)

第11条 本事業の開始日は、令和5年3月1日とする。

(申請の受付期間)

第12条 支給妊婦及び支給養育者を受給対象者とする申請の受付開始日は、令和5年3月1日とし、遡及支給妊婦及び遡及支給養育者を受給対象者とする申

(給付決定等)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項の決定に基づき支出の手続をする場合においては、会計規則第31条の規定にかかわらず、申請書、その他市長が提出を求めた書類並びに前条第2項に定める代理人名義の口座への振込である場合には委任状等を別に備えておくこととし、支出命令書には申請書番号、口座名義人、振込先口座情報及び金額の一覧データを添えるものとする。

4から6まで (略)

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 支給妊婦については第6条第2項、支給養育者については第7条第2項に定める期間内(以下「申請期間内」という。)に、申請予定者から申請が行われなかった場合は、出産・子育て応援金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が前条第1項の規定による交付

請の受付開始日は、令和5年4月1日とする。

2 遡及支給妊婦及び遡及支給養育者を受給対象者とする申請の申請期限は、令和6年2月29日とする。

(給付決定等)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項の決定に基づき支出の手続をする場合においては、会計規則第31条の規定にかかわらず、申請書、その他市長が提出を求めた書類並びに第10条第2項に定める代理人名義の口座への振込である場合には委任状等を別に備えておくこととし、支出命令書には申請書番号、口座名義人、振込先口座情報及び金額の一覧データを添えるものとする。

4から6まで (略)

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 支給妊婦については第6条第2項、遡及支給妊婦については同条第5項、支給養育者については第7条第2項、及び遡及支給養育者については同条第5項に定める期間内(以下「申請期間内」という。)に、申請予定者から申請が行われなかった場合は、出産・子育て応援金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が第13条第1項の規定による

決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者（その代理人を含む。以下この項において同じ。）の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、市が申請者に連絡・確認に努めた上でなお申請期間内に補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第15条 市長は、出産・子育て応援金の支給を受けた後、次の各号に掲げる事項に該当することが判明した者に対し、支給を行った出産・子育て応援金のうちそれぞれ当該各号に定める額の返還を求めるものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 市が金融機関に提出した振込データの不備その他申請者又はその代理人の過失なく第13条第1項の規定により交付決定を受けた額を超えた額の出産・子育て応援金の給付を受けた者 当該決定を受けた額を超えて給付を受けた額

(4) (略)

交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者（その代理人を含む。以下この項において同じ。）の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、市が申請者に連絡・確認に努めた上でなお申請期間内に補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第15条 市長は、出産・子育て応援金の支給を受けた後、次の各号に掲げる事項に該当することが判明した者に対し、支給を行った出産・子育て応援金のうちそれぞれ当該各号に定める額の返還を求めるものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 市が金融機関に提出した振込データの不備その他申請者又はその代理人の過失なく第14条第1項の規定により交付決定を受けた額を超えた額の出産・子育て応援金の給付を受けた者 当該決定を受けた額を超えて給付を受けた額

(4) (略)

様式第1号の1を次のように改め、同様式を第1号様式とする。

出産応援金 申請書

市区町村  
受付印

四日市市長

お名前(妊婦)

妊娠週数 週  
(現在妊娠中の方のみ)

現住所(〒 - )

連絡先 ( )

妊娠届出日 年 月 日

妊娠届出日時点の住所地(現住所と異なる場合のみ記載)

出産応援金(妊婦1人当たり5万円)の支給を

希望します。

他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。  
※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要な場合には、関係部署および関係機関に必要な情報を確認することや、伴走型相談支援により把握した情報(アンケートや子育てガイドの内容を含む。)を共有することに同意します。

署名

署名日 年 月 日

【受取口座記入欄】

出産応援金は、私名義の下記口座への振込みを希望します。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(フリガナのみ) ※妊婦の名義に限る。 ※口座名義に合わせてください。
金融機関コード	1. 銀行 5. 農協	本・支店	1普通 2当座		
	2. 金庫 6. 漁協	本・支所			
	3. 信組 6. 信漁組	出張所			
	4. 信連	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

申請に先立ち、次のとおり、面談を行いました。

面談日	R . .	面談した保健師	
-----	-------	---------	--

※処理欄

妊娠37週未満での出産( 週: 出産予定日 . . )

アンケート回答( . . )と電話による確認( / 電話応対: )

※確認欄

確認欄用ボックス

様式第 1 号の 2 を削る。

様式第 2 号の 1 を次のように改め、同様式を第 2 号様式とする。

子育て応援金 申請書

市区町村  
受付印

四日市市長

申請者のお名前  
(産婦である母親等養育者)

現住所(〒 ー )

連絡先 ( )

お名前(お子様)

誕生日(お子様) 年 月 日

誕生日時点のあなたの住所地(現住所と異なる場合のみ記載)

子育て応援金(子ども1人当たり5万円)の支給を

希望します。

他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。  
※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要な場合には、関係部署および関係機関に必要な情報を確認することや、伴走型相談支援により把握した情報(アンケートや子育てガイドの内容を含む。)を共有することに同意します。

署名 \_\_\_\_\_  
署名日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【受取口座記入欄】

子育て応援金は、私名義の下記口座への振込みを希望します。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(フリガナのみ) ※本人名義に限る。 ※口座名義に合わせてください。
金融機関コード	1. 銀行 5. 農協	本・支店	1普通 2当座		
	2. 金庫 6. 漁協	本・支所			
	3. 信組 6. 信漁組	出張所			
	4. 信連	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

申請に先立ち、次のとおり、面談を行いました。

<input type="checkbox"/> こんにちは赤ちゃん訪問	➔	訪問日	R . .	訪問した者	
<input type="checkbox"/> 保健師との面談	➔	面談日	R . .	面談した保健師	

※処理欄

( . . )

※確認欄

□

様式第 2 号の 2 及び様式第 3 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市出産・子育て応援金（国の出産・子育て応援給付金）の給付に関する規則に定める様式は、改正後の四日市市出産・子育て応援金（国の出産・子育て応援給付金）の給付に関する規則の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。